



計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年（2021年）5月に障害者差別解消法施行後3年の見直しの検討が行われ、合理的配慮の不提供の禁止について民間事業者の努力義務が法的義務に変更されました。このように、国の方針として、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりをめざすことが示されています。

また、令和2年（2020年）3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害のある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

こうした中、本市では、令和3年3月に策定した「第5次安城市障害者計画・第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」において、「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんなしあわせ安城市～」を基本理念に、障害のある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

このうち、「第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年（2023年）度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年（2024年）度を初年度とした「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画」を策定します。

Ⅱ 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

厚生労働省及びこども家庭庁は、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるため、令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を行いました。

【基本指針改正の主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・強度行動障害のある人等への支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害のある人の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・地域における障害のある人の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
 - ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
 - ・地域づくりに向けた協議会の活性化
- ⑦障害のある人等に対する虐待の防止
 - ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
 - ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置付け

第7期安城市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、第3期安城市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定します。これは、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の見込量並びにその確保策を定める計画です。

本計画は、本市における上位計画である安城市総合計画の障害福祉に係る個別計画と位置付けられるとともに、地域福祉計画で掲げる基本理念「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を障害福祉の視点から達成するための具体的な取組を示すものです。計画の推進にあたっては基本指針、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画や関連計画等との整合を図ります。

なお、本市の障害福祉に係る計画として第5次安城市障害者計画があります。これは障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。この計画は6年間の計画であり、その中間で障害福祉計画及び障害児福祉計画を改定します。

4 計画の期間

本計画は、基本指針に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

	和暦（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	R8
安城市 障害者 福祉計画	安城市障害者計画	第5次安城市障害者計画					
	安城市障害福祉計画	第6期安城市 障害福祉計画			第7期安城市 障害福祉計画		
	安城市障害児福祉計画	第2期安城市 障害児福祉計画			第3期安城市 障害児福祉計画		